## 鳥取県告示第577号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成20年法律第42号。以下「改正法」という。)附則第6条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、旧法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成23年10月11日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

氏名(名称及び代表 者の氏名)	住所(主たる 事務所の所在 地)	介護予防サ ービス事業 を行ってい た事業所の 名称	介護予防サー ビス事業を行 っていた事業 所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
琴浦町	東伯郡琴浦町	琴浦町国民	東伯郡琴浦町	介護予防訪問看護、介護	平成18年3月
町長 山下一郎	大字徳万591	健康保険直	大字赤碕1920	予防訪問リハビリテーシ	31日
	- 2	営赤碕診療	-74	ョン、介護予防居宅療養	
		所		管理指導	